

○新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証制度等について

今般の新型コロナウイルス感染症により被害を受けた中小企業者等を対象にした次の3つのセーフティネット保証制度等があります。

・危機関連保証

原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方。

リンク先あり

詳しくは、[危機関連保証についてのページ](#)をご覧ください。

・セーフティネット保証4号

原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる方。

リンク先あり

詳しくは、[セーフティネット保証4号についてのページ](#)をご覧ください。

・セーフティネット保証5号

国が指定する指定業種を営んでいる方で、原則として、最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している方。

リンク先あり

詳しくは、[セーフティネット保証5号についてのページ](#)をご覧ください。

これらの制度は、中小企業信用保険法にもとづき、信用保証協会の保証が別枠で受けられるものです。

リンク先あり

大阪信用保証協会の別枠保証を利用した、新型コロナウイルス感染症による被害を鑑み、大阪府が緊急融資を創設していますので、[大阪府ホームページ](#)をご参照ください。

この緊急融資は信用保証協会の保証を付けて、取扱金融機関が融資を行うもので、融資の申し込み（受付窓口は取扱金融機関になります）にあたり、市が発行する危機関連保証・セーフティネット保証4号・セーフティネット保証5号いずれかの認定書が必要になるというものです。

[大阪府ホームページ](#)にもあるように、発行する認定書の種類によって、融資の条件が異なりますので、取扱金融機関等とも相談し、どの融資を申し込むか等ご検討ください。

リンク先あり

その他、日本政策金融公庫が行う融資等、新型コロナウイルス感染症の影響により行っている緊急融資等があります。詳しくは、[新型コロナウイルス感染症関連の事業者向け支援策（経済産業省・厚生労働省・農林水産省関係）一覧](#)をご参照ください。

リンク先あり